

滋賀県介護職員研修受講支援事業費補助金Q & A

【R6.4.1】

《補助対象となる職員》

1 滋賀県外に法人本部がありますが、滋賀県内の事業所で雇用する職員が受講する場合は補助対象となりますか。

(答) 補助対象となります。

* 県外に本部がある法人であっても、県内に所在する補助対象事業所の職員が受講する場合は対象となります。

* 県内に本部がある法人であっても、県外の事業所で働く職員が受講する研修については対象となりません。

2 1つの事業所について、対象人数や助成額などの上限はありますか。

(答) 上限はありません。

* 複数の職員が研修を受講した場合も補助対象とできます。上限は設けていません。(ただし予算の範囲内)

3 現在直接処遇を担当していない職員が受講した場合も対象とすることができますか。

(答) 対象とすることができます。

4 非常勤職員や派遣職員は対象となりますか。

(答) 非常勤職員は対象となりますが、派遣職員は対象となりません。

* 臨時職員、パート職員等も含め、雇用形態は問いません。直接雇用契約を結んでいる者のほか、介護等の業務に従事する役員等が対象となります。

5 県外に在住する職員は対象となりますか。

(答) 県外に在住する職員も対象となります。

* 対象職員の住所地は問いません。

《補助対象経費》

6 テキスト代は対象となりますか。

(答) 場合により補助対象となります。

*学則に定める受講料にテキスト代が含まれる場合は、テキスト代も対象となります。

7 補講や追試の経費は対象となりますか。

(答) 受講料に追加して必要となる補講、追試の経費は対象となりません。

8 最後まで受講したが修了できなかった場合は対象となりますか。

(答) 年度内に研修を修了できなかった場合は対象となりません。

*研修受講中の職員の退職、研修受講中断等の理由により、予定どおり補助事業を実施できない場合は、変更交付申請書を提出いただく必要があります。

*実績報告書には、修了証明書の写しを添付してください。

9 職員本人が受講料を支払った場合は対象となりますか。

(答) 職員本人が支払った受講料を事業者が負担した場合は対象となります。

*職員本人が負担した受講料に対し、直接補助することはありません。

*職員本人が負担した受講料に対し、事業者が経費を支給した場合に、その支給金が補助対象となります。

10 職員への受講料の貸付制度として実施し、その後の勤続年数に応じて返還を免除することとした場合も対象となりますか。

(答) 一定の要件を満たした場合に債務を免除する特約が設けられている場合であっても、金銭の貸し付けを行う場合は対象となりません。

11 昨年度から通信課程の研修が開始されていますが、対象となりますか。

(答) 対象となります。ただし、事業者から研修機関への受講料の支払または従業員

への支給は、事業実施年度内に行われる必要があります。

＊昨年度に事業者が支出した経費は補助対象となりません。

＊昨年度に職員が受講料を支出した場合であっても、事業者から職員への支給が今年度に行われた場合は、補助対象となります。

12 研修機関において受講料のキャッシュバック制度が適用される場合も対象となりますか。

(答) 受講料について、他からの助成・貸付のほか、事後のキャッシュバック等により実質的に受講料の負担が軽減または発生しない場合は、対象とはなりません。

なお、受講料支払い時に、各種割引が適用される場合は、割引適用後の金額を基準として補助対象とすることができます。

＊事業者は職員等から他からの助成・貸付等の有無を確認し、事業計画書（事業実績報告書）の確認欄により、それらの該当がない旨申告してください。

＊受講料について各種割引額が適用される場合には、事業計画書（事業実績報告書）の受講料欄には、割引適用後の金額を記載してください。

《申請手続き》

13 いつまでに申請すればよいですか。

(答) 原則として事業開始（研修開始または受講料負担のいずれか早い日）の1月前までに申請書を提出してください。

ただし、研修が年度をまたがって開催されるため、研修開始前に申請が行えないものは、新年度開始後、速やかに申請してください。（この場合、前年度中に事業者が支出した受講料は補助対象とならないことに注意してください。【問11参照】）

また、研修受講申込後、直ちに受講料を支出する必要がある場合など、1月前の申請が困難な場合は、研修受講申込後、速やかに申請してください。（その場合であっても、申請日は研修開始日以前としてください。事後に申請があった場合は、補助金の対象となりません。）

なお、受講料の対象となる研修の受講期間は、スクーリング期間だけではなく、通信学習の期間も含まれますので、研修開始日は自宅学習も含む研修期間全体の初日であることに注意してください。

14 交付決定がありましたが、補助金はいつ振り込まれますか。

(答) 事業完了（研修修了後または受講料支出後）30日以内または令和7年4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。県において実績報

告書の審査し、額の確定を通知した後、補助金を支払います。事業計画段階での概算払いは行いません。

《お問合せ先》

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課介護・福祉人材確保係
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
電話番号：077-528-3597／FAX：077-528-4851
e-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp

※電話でのお問い合わせは県庁の執務時間内（12:00～13:00を除く）にお願いします。

※メールでのお問い合わせの際には、タイトルに「介護職員研修受講支援事業費補助金」にかかる質問である旨明記してください。